

令和6年度「裾野市公共施設EV充電器設置事業」公募型プロポーザル実施要領

裾野市公共施設EV充電器設置事業（以下「本事業」という。）を行うに当たり、本事業を受託するに最も適した事業者と協定を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という）を実施する。

1. 事業の趣旨・目的

電気自動車（以下「EV」という。）充電器を本市の費用負担なしで本市が所有する施設に設置することにより、脱炭素社会の実現及びEVの普及に寄与することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業の名称

令和6年度 裾野市公共施設EV充電器設置事業

(2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV充電器の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場に付随する余剰地に、EV充電器の設置のための行政財産の目的外使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別添の「令和6年度 裾野市公共施設EV充電器設置事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。（仕様書は事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。）

業務内容は本プロポーザルにより選出された優先交渉者のプロポーザル回答書（以下「回答書」という。）をもとに、本市と優先交渉者の協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電器の利用を開始した日から優先交渉者との協議において決定するものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、当該契約期間を延長することを妨げないものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV 充電器を設置する用地に係る行政財産の目的外使用料については、裾野市行政財産の目的外使用に関する条例第 4 条の規定に基づき算定し徴収するものとする。

※EV 充電器の設置スペースに対して目的外使用とし徴収するが、駐車スペースについては専用スペースとならないため、目的外使用とせず徴収しない。

裾野市行政財産の目的外使用に関する条例（抜粋）

第 4 条

行政財産の使用料の年額は、次の各号に定める区分に応じて算定した額を基準とし、行政財産の種類、使用の目的、使用の方法、使用する施設の実損費等を勘案の上、市長が定める額とする。

(1) 土地

当該土地の近傍類似の土地に係る 1 平方メートル当たりの相続税課税標準価格の 100 分の 6 に使用面積を乗じて得た額

【参考】

本庁舎駐車場の場合、令和 6 年 4 月 22 日時点の 1 平米あたりの年間使用料は 5,160 円が基準となる。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4. 参加資格条件

令和 6 年度 裾野市公共施設 EV 充電器設置事業 公募型プロポーザルへの参加は、実施要領等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申込書提出時点において、次の全ての事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48

号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の適用となる団体でないこと。
- (4) 裾野市暴力団排除条例(平成24年裾野市条例第29号)第2条第1号又は同条第3号の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5. 参加手続

(1) 事務局

〒410-1192

静岡県裾野市佐野1059番地

裾野市役所 3階

総務部公共施設経営課 ファシリティマネジメント係

電話：055-995-1808

(2) 参加申込方法

(ア) 提出期限 令和6年5月22日(水) 午後5時必着

(イ) 提出方法

専用フォームよりPDF化した「(5)参加申込に必要な書類」を送信する。

【参加申込専用フォーム】

<https://logoform.jp/f/YvUbN>

専用フォームより送信した時は、必ずその旨を公共施設経営課へ電話連絡し到達確認を受けること。

(3) 実施要領等の配布

実施要領等について、印刷物での配付は行わないので、市公式ウェブサイトでダウンロードすること。

(4) 質問事項の受付及び回答

質問事項がある場合は、専用フォームにより受け付ける。

(ア) 提出期限 令和6年5月13日(月)午後5時必着

(イ) 提出方法 質問専用フォームによる

【質問専用フォーム】

<https://logoform.jp/f/1Khf0>

専用フォームより送信したときは、その旨を公共施設経営課へ電話連絡し到達確認を受けること。

(ウ) 回答方法 市公式ウェブサイトにおいて公開する

(エ) 回答日 令和6年5月16日(木)

(5) 参加申込に必要な書類

(ア) 事業者概要(沿革、代表者の履歴等)(任意様式)

※PDF化の上添付すること。

(イ) 納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)

※法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し。

※原本をスキャンしPDF化の上、添付すること。

(ウ) 令和6年度裾野市公共施設EV充電器の設置に係るプロポーザル回答書(様式第1号)

※代表印を押印したものをスキャンしPDFの上、回答書一式を添付すること。

※回答書に付随する資料がある場合は、ファイル名に資料番号を付した上で提出すること。

(エ) 誓約書(様式第2号)

※代表印を押印したものをスキャンしPDF化の上、添付すること。

(オ) 法人の印鑑証明書

※原本をスキャンしPDF化の上、添付すること。

6. スケジュール

公告日	令和6年4月25日(木)
質問書受付期限	令和6年5月13日(月) 午後5時まで
質問書回答期日	令和6年5月16日(木)
プロポーザル回答書及び 参加申込に必要な書類の提出期限	令和6年5月22日(水) 午後5時まで
審査日	令和6年5月24日(金)
審査結果の通知	令和6年5月31日(金) 午後5時まで
協定締結	令和6年6月以降

7. 審査方法

市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、回答書の内容について、(別表)審査基準に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査日

令和6年5月24日(金)

(2) 審査を行う者

令和6年度 裾野市公共施設EV充電器設置事業に係るプロポーザル評価委員会により行う。

(3) 実施方法等

審査の方法、評価の基準等については、(別表)審査基準のとおり。

8. 審査結果の通知

(1) 通知日 令和6年5月31日(金) 午後5時まで

(2) 通知方法 電子メールによる。

(3) 通知内容 審査結果、優先交渉権者名、点数、審査内容(抜粋)

9. プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（様式第3号）をPDF化の上、専用フォームから事務局（公共施設経営課）へ提出すること。

※代表印を押印したものをスキャンしPDF化の上、添付すること

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

【辞退届提出専用フォーム】

<https://logoform.jp/f/4s7TL>

専用フォームより送信したときは、その旨を公共施設経営課へ電話連絡し到達確認を受けること。

10. 協定の締結

上記7の審査により選定された優先交渉権者は、本事業の実施に関し、協議により本市と協定を締結することができる。ただし、協議結果により協定を締結しない場合もある。

協定については概ね2年程度、EV充電器設置の際にはさらに個別協定を結ぶものとする。

また、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- (7) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (8) そのほか、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

11. その他

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、裾野市情報公開条例（平成28年2月24日条例第8号）に基づき開示される場合がある。
- (3) 協定締結後、施設の使用にかかる行政財産使用許可申請は事業者が別途行う。

12. 様式集

- (1) 令和6年度 裾野市公共施設 EV 充電器の設置に係るプロポーザル回答書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 辞退届（様式第3号）

13. 資料

- (1) 令和6年度 裾野市公共施設 EV 充電器設置事業仕様書
- (2) 令和6年度裾野市公共施設 EV 充電器の設置に係るプロポーザル回答書に係る説明書
- (3) 裾野市公共施設位置図（令和5年10月10日時点）